

職員給与規程改正に関する確認書

国立大学法人名古屋工業大学長 松井信行（以下「法人」という。）と名古屋工業大学職員組合執行委員長 服部博文（以下「組合」という。）とは、平成21年12月からの職員給与規程改正に関して、平成21年5月26日付けで取り交わされた確認書に基づき協議を行った結果、次の確認を行うものとする。

1. 平成21年8月11日の人事院勧告に準拠し、平成21年12月1日から国立大学法人名古屋工業大学職員給与規程を下記のとおり一部改正する。

改正点（教育職・一般職・医療職）

- ①給与の引き下げ（△0.2%）
- ②ボーナス（期末・勤勉手当）の年間支給月数（4.50月→4.15月）
- ③自宅に係る住居手当の廃止

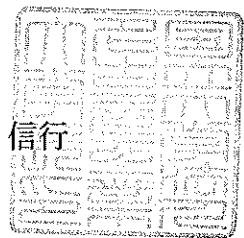
上記の確認書の締結を証するため本書2通を作成し、大学、組合それぞれ記名押印の上、各自一通を保有するものとする。

平成21年11月30日

国立大学法人名古屋工業大学長

松井

信行



名古屋工業大学職員組合執行委員長

服部

